進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万カンデラ
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ
		最大二十カンデラ
誘導路中心線灯	発光ダイオード、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大五十カンデラ、航空黄最大五十カンデラ

着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル	
滑走路の未端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間		
滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル		
過走帯の未端		
誘導路の両外側及びエプロンの外側		
誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口		
誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上		

進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万千カンデラ、航空赤二千七百カンデラ
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白五千八百カンデラ、航空赤千二百カンデラ
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ
誘導路灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大七カンデラ
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ
誘導路中心線灯	白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大六十カンデラ、航空黄最大六十カンデラ

着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路の未端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間	
滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル	
過走帯の未端	
誘導路の両外側及びエプロンの外側	
誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口	
誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上	

○国土交通省告示第千二百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十六条第三項の規定において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千九百十一号の一部を次のように改正する。

令和八年十月十四日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

指定番号	名称	住所	
（略）			
四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市梅林一丁目三番三号	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			

改正前

指定番号	名称	住所	
（略）			
四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市京町三丁目四番三十二号	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			

附　則

この告示は、令和八年十月十四日から施行する。